

(1) 検討部会 (ワーキングチーム) 設置について

前回協議会中で協議されたこと

- ・市内を北部と南部の 2 か所に分け、
それぞれに検討部会を設置 決定

【参考資料 1】 【参考資料 2】

- ・部会員の内訳は、曖昧なまま終了 今回継続審議

前回事務局案 (主に協議会委員で構成) が検討されたが、明確な結論が出なかったため、下記の検討部会メンバー案も含め改めてメンバー構成を検討したい。

前回検討案

参考資料 「 検討部会の組織及び運営について 」 参照。

事務局は、本協議会の委員でほぼ構成された部会の設置を想定。

検討部会メンバー案 今回検討

医療と介護の専門職で構成された部会を、北部と南部にそれぞれ設置し、課題を検討する。

北部

医療

- ・医師 (訪問診療を行っているところから)
- ・歯科医師 (訪問診療を行っているところから)
- ・看護師 (訪問看護)
- ・理学療法士 (訪問リハなど自宅訪問を行っているところから)

介護

- ・介護支援専門員
- ・デイサービス事業所
- ・ヘルパー事業所
- ・地域包括支援センター 2 か所

南部

医療

- ・ 医師（訪問診療を行っているところから）
- ・ 薬剤師
- ・ 看護師（訪問看護）
- ・ 理学療法士（訪問リハなど自宅訪問を行っているところから）

介護

- ・ 介護支援専門員
- ・ デイサービス事業所
- ・ ヘルパー事業所
- ・ 地域包括支援センター 2 か所

医療（4名）＋介護（5名）＝合計9名（北部南部共通）

北部と南部の違いは、医療職の内訳（北部は歯科医師、南部は薬剤師）

選出条件

- ・ 協議会委員のうち該当職種のかたは、それぞれの地域の部会に入ってください。
- ・ 構成メンバーは、北部と南部地域にある医療機関、介護事業所等より参加していただく。（委員が部会員として入る場合、もう一方の地域の部会には所属団体から別の代表を部会員として推薦していただく）
- ・ 地域包括支援センターは、北部と南部の各地域から2か所ずつ選出する。（今年度のみ）

28年4月以降は圏域変更が行われ3か所ずつ均等に。（5→6に増）

- ・ 介護事業所（デイサービス、ヘルパー）は、協議会の意見から推薦された事業所に市から依頼を行う。

条件として、地域の中でできるだけ大きい規模 市内で長く営んでいる、の2つに該当するところから選出。（長く営業し大きい規模であれば、事例も蓄積されていると考えられるため、意見を出していただく際にメリットが大きい。）